

2017. 8. 2 弁護士榎本吾郎

### 1 第2陣訴訟の実質的第1回期日

平成29年8月2日午後2時から実施された避難者訴訟第25回口頭弁論期日は、前回の第24回口頭弁論期日までに第1陣訴訟の原告本人尋問を全て終えたことを受けて、第2陣訴訟について第2陣訴訟原告団長である菅野清一さんと弁護士5名による意見陳述が行われました。

いよいよ、第2陣訴訟についても具体的な主張立証が始まります。第2陣訴訟は、第24回口頭弁論期日までの内容を生かして、お互いの言い分の応酬についてはそれを敷衍して必要な補足のみを行い、ただちに原告本人尋問などの立証に入ります。今回の第25回口頭弁論は、この必要な補足を行う重要な手続でした。

実質的な初陣の期日であるということもあり、期日前の午前11時半からの原告団集会には、川俣町山木屋地区の原告も多数出席し、また弁護士も25名出席するなど、熱のこもった盛大な集会となりました。

期日自体についても、菅野さんの意見陳述においては山木屋地区の被害実態を浮き彫りにする写真の数々が法廷内のスクリーンに映し出され、また弁護士による意見陳述においても山木屋地区の伝統芸能である三匹獅子舞のDVDが上映されるなど、迫力のある充実した法廷になりました。

### 2 第25回口頭弁論期日の流れ

前回までの尋問は受命裁判官方式により1号法廷と2号法廷に分かれて行われていましたが、今回の法廷は意見陳述のため1号法廷のみの裁判官3名体制となりました。

意見陳述は、まず①菅野さんが山木屋地区の被害実態について意見陳述を行い、その後、山木屋地区の被害総論について主張立証する準備書面を提出したことに伴い、各弁護士から②現地検証の結果明らかになった山木屋地区の被害実態、③山木屋地区への帰還困難性、④山木屋地区におけるふるさと喪失の内容、⑤ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料の区別、⑥第2陣訴訟の立証のあり方について、合計2時間に及び意見を述べました。

### 3 各意見陳述の内容

#### (1) 菅野さん（第2陣原告団長。川俣町山木屋地区）の意見陳述（①）

菅野さんの意見陳述の要旨は、山木屋地区の住民1252人が原発事故により強制避難を強いられそれまでの生業や穏やかな生活を根底から破壊されたこと、そして現在も生活再建の目途もたっておらず、住民の肉体的・精神的疲労も計り知れないもの

となっているという厳しい現状を、怒りを込めて訴えるものでした。

山木屋地区では、山林除染もインフラ整備も営農再開の目途も立たない中、今年の3月31日に避難指示が解除されました。しかし、実際には山木屋地区内には年間被ばく線量が1ミリシーベルトを超える地点が2044か所以上あり、帰還できる状態では到底ありません。そのような状況の中、避難指示が解除されて避難者への住宅支援が打ち切れ、来年3月には賠償も打ち切れようとしていることに、菅野さんは棄民政策だと怒りをもって訴えました。

山木屋地区の住民が帰還できないのは、生業を失ってしまったことも大きな原因です。山木屋地区の各行政区には、元は条件の良い田畑であったところに山木屋地区の作付け面積の半分以上に除染廃棄物の仮置場が設置され、62万袋の除染廃棄物が山積みになっていますが、この除染廃棄物が撤去される目途は全く立っていません。ドローンで上空から撮影した各行政区の仮置場の状況が次々とスクリーンに映し出され、裁判官を含め法廷中が息を飲んでスクリーンを直視していました。

仮置場にならなかった農地についても、農地除染により一番肥沃な作土がはぎとられ、山砂が入れられてしまい、田畑としての機能は失ってしまいました。

山木屋地区での農業は、集落全体での互助により成り立っており、地域共同体が崩壊して帰還する住民が僅かにとどまり、しかも高齢者中心では、用水路や農道の管理や広大な農地の維持は困難です。菅野さん自身も原発事故前は1.4ヘクタールの水稲栽培をしていましたが、この現実を目の当たりにして営農再開の意欲も湧いてこないと言い、その困難さが浮き彫りになりました。

また、山木屋地区には復興のシンボルとして商業施設「とんやの郷」が建設され、7月1日にオープンしました。しかし、復興とは名ばかりで利用客は少なく、今後は年間2000万円の赤字が予想されています。

大勢いた子供たちも帰還せず、スクリーンには子供たちのいない山木屋小学校と中学校の寂しい様子が映し出されました。300年以上続いてきた三匹獅子舞も、主役の子供たちがいないため、承継していくことができなくなっています。

山木屋地区では、1100人いた住民のうち帰還希望者でさえ300人もいません。家族、夫婦、兄弟、あるいは集落などの地域共同体が根底からは破壊されてしまいました。

故郷は、山や川や田畑などの自然があるだけでなく、そこに穏やかに暮らす空間や生業があって、人と人との繋がりがあってこそその故郷であって、私たちはかつての山木屋で普通に暮らしたいだけ、それを根底から覆した原発事故は歴史的犯罪そのものだ、そうして菅野さんは意見陳述を終えました。

## (2) 現地検証結果の結果明らかになった山木屋地区の実態 (②)

続いて、坂本博之弁護士からは、昨年11月10日に実施された山木屋地区での検証から明らかになった、従前の山木屋地区の生活様式・文化・産業等の特色と、それ

が原発事故により全て奪い去られてしまった現状を説明しました。

山木屋地区においては、住民の多くが農業を営んでおり、広い敷地にゆったりと家が構えられ、敷地の周囲に広がる農地や里山も日常的な生活空間となっていました。ところが、山木屋地区の検証の結果、元は水田の場所が除染廃棄物の仮置場になっている現状や、原告住民所有の山林や自宅裏の里山から1ないし1.70マイクロシーベルトの高線量が測定され、本件事故により以前のように自然と触れ合える生活ができない場所となってしまったことが明らかになりました。

また、検証では、原告住民のうち葉たばこ農家、牧場、商店の現状も確認しましたが、これら生業の再開が不可能であることも明らかとなりました。

この意見陳述では、検証の際も八坂神社で一部が上映された三匹獅子舞のDVDの全編約10分を上映しました。DVDは、三匹獅子舞の伝統、準備から当日まで踊り手となる子供たちのみならず、地域住民が一体となって祭礼に関わりを持つ様子、ところが原発事故によりそれが途絶えてしまったことが記録されているものです。裁判官3名をはじめ法廷全体が真剣にスクリーンに見入っており、山木屋の特性を知る上で非常に有益なものであったと思います。

その他にも、検証で確認された山木屋小学校や「絹の里スケートリンク」など、地域が一体となって子供たちを育てていたことを具体的に説明しました。

ところが、原発事故前に約70名いた児童数は、17名にまで減少してしまいました。

「次世代を担う子供たちが地域にいなければ、故郷喪失以外の何ものでもない。本当に悔しいし、残念だ。」という原告住民の悲痛な言葉が、まさに山木屋住民全体の無念を表していると思います。

### (3) 山木屋地区の帰還困難性 (③)

次に、鈴木堯博弁護士からは、3月31日に山木屋地区の避難指示が解除された後も、住民が帰還したくても帰還できない状況が継続していることについて、主に復興庁の「川俣町住民意向調査」結果や関係資料をスクリーンで示しながら、詳細な説明を行いました。

この調査結果をもとに整理すると、山木屋住民の帰還を困難にしている理由は5つあることがわかります。

1つめは、原発の安全性と放射能汚染に対する不安です。環境省の報告によれば、山木屋地区内には2044カ所以上のホットスポットがあり、平成28年6月の川俣町議会の常任委員会の調査でも、毎時0.23マイクロシーベルトをはるかに超える地点がいくつもあり、除染作業が極めて不十分であることが判明しています。

2つめは、森林除染が原則として行われていないという問題です。山木屋地区は森林に囲まれているため、除染されていない森林から住宅地や農地に放射線物質が流れ込んでくることとなります。また、山木屋の住民と森林とは共生関係にあり、森林に

入れないことにより生活自体が成り立たなくなります。

3つめと4つめは、菅野さんや坂本弁護士からも意見陳述があったように、山木屋地区内にある放射線物質仮置場の存在と、営農再開が極めて困難なことです。平成25年11月の川俣町の意向調査では、住民の過半数が様々な困難を前に営農再開を断念している状況が浮き彫りになりました。

加えて、5つめとして山木屋のインフラ復旧の目処が立っていないことも重大で、特に医療機関については、診療所が毎週2日に2時間の診療対応をしているだけで、適切な医療を受けられるとは言い難い状態にあります。

その結果、山木屋地区の住民約550世帯のうち、帰還見込みは140～150世帯程度で、帰還率は25パーセント程度に止まると予想されることです。しかも、帰還するのは多くが高齢者で、10～20代の66パーセント、30代の61パーセント、40代の59パーセントが既に帰還しないことを決めているとの調査結果が出ています。

このように、帰還する住民は高齢者中心であって、次世代を担う子ども達を含む若年層がほとんど帰還しないことにより、農業を中心とする山木屋の産業、経済、社会、文化を取り戻すことはできません。山木屋地区のコミュニティ再生は極めて困難な状況に直面しています。

#### (4) 山木屋地区のふるさと喪失の内容 (④)

続いて岸朋弘弁護士からは、環境経済学者である除本理史教授のふるさと喪失損害に関する見解を踏まえ、山木屋地区においてまさにふるさと喪失損害が生じていることの説明がありました。

山木屋地区は、地域レベルにおいても、地域の構成員とりわけ若年層を失い、豊かな自然環境や三匹獅子舞などの伝統芸能の担い手も失うなど、これまで地域レベルで住民が蓄積してきた成果を一挙に失いました。

個々の住民のレベルでも、山木屋というコミュニティから享受していた農家同士の肥料の交換や収穫物の交換（生活費代替機能）、住民相互の見守りや助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）、11行政区による行政代替・補完機能、緑の少年団に代表される地域ぐるみの子育て（人格発展機能）などを失いました。また、豊かな自然環境を失い、それを前提としていた経済活動や文化活動などを失いました。

そして、山木屋地区の住民は、先祖代々長い年月をかけて承継してきた固有の文化を、原発事故により失い、深い喪失感を抱いています。

そうした損害を適格に捉えるためには、山木屋地区の生活と生産一体的に捉えることが必要であり、それに向けた適格な立証が求められることとなります。

#### (5) ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料の違い (⑤)

この訴訟では、ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料という2つの精神的損害慰謝料を請求しています。米倉勉弁護士からは、この2つの違い、及び区別する必要性につい

て、意見陳述を行いました。

避難慰謝料は、避難先における困難な生活を送らざるを得なくなったことの精神的損害に対して計上される慰謝料です。

他方で、ふるさと喪失慰謝料は、避難前に居住していた地域が持つ様々な機能を含んだ「地域生活享受権」などの無形の経済的利益を失い、それによって被った精神的損害に対して計上される慰謝料です。避難慰謝料が避難先で発生するのに対し、ふるさと喪失慰謝料は避難元で発生するという場所的な違いもあります。

原陪審の議論でも、「故郷を失ってしまったことへの慰謝料」は、避難慰謝料とは別個の損害項目に対する慰謝料であるとの見解が示されていました。

弁護団としては、来年3月の第1陣訴訟判決に向けて、改めてふるさと喪失慰謝料を裁判所に正しく理解してもらおうよう、この意見陳述を行いました。

#### (6) 第2陣原告の立証のあり方 (⑥)

高橋右京弁護士からは、第2陣原告については、原則として原告世帯につきそれぞれ代表者1名の本人尋問を行った第1陣原告とは異なり、一定数の代表原告に相当数の時間をかけて尋問を行い、その他の原告については短時間の尋問のみを行う方式を求める意見陳述を行いました。

弁護団がこのような立証方式を求めた理由は2つあります。

まず、1つ目の理由は、岸弁護士の意見陳述のとおり、ふるさと喪失という被害を明らかにするためには、個々の原告が直接受けた被害のみならず、避難元であるふるさとが全体として受けた損害を説明する必要があります。そのためには、地域の歴史、文化、産業、自然環境、原発事故後の状況などを詳しく明らかにする必要がありますが、そのためには、そうした行事・文化や産業に深くかかわっていた代表的な原告住民に特に時間をかけて説明してもらうのが適切だからです。

2つ目の理由は、第2陣原告の相当数を占める山木屋地区の原告については、山木屋地区が古くから独自の文化を形成し地域の行事・活動・産業を大半の住民が共有しているという特性から、各原告に重複して立証してもらうより、やはり代表的な原告に詳しく説明してもらうほうが、より有効で訴訟の円滑な進行にも資すると考えるからです（一方で、第2陣訴訟には双相地区の住民原告も多く参加していますが、双相地区については同地区の原告が中心となっている第1陣訴訟において相当の立証をしているという事情もあります）。

この意見陳述については、口頭弁論の後に行われた進行協議期日において検討され、12月3日の期日では山木屋地区の代表原告3名について、主尋問各90分の長時間の尋問を行う方向で検討がされることになりました。

## 4 今後について

### (1) 第1陣訴訟が10月に結審 判決日が決定

次回期日である第26回口頭弁論期日は、10月11日午後1時30分からです。この日に、第2次提訴原告までを第1陣原告団として第3次以降の原告団と分離し、弁護団の弁護士による終結弁論（これまでの主張立証を総まとめした最終準備書面の概要を陳述するもの）を行って、第1陣原告団について、判決以外の手続きの全てを終え、結審となります。

結審に向けて、弁護団においては膨大な量にのぼる総論最終準備書面の作成をはじめ、各原告の事情について尋問結果を踏まえた各論最終準備書面や訴状別紙の作成、その他の事務手続きなどを進め、9月27日までに裁判所へ提出することになりました。

第1陣訴訟の判決日は、来年3月22日午後2時に決まりました。現在の3名の裁判官が判決をすることになる予定です。

## (2) 第2陣訴訟の今後の流れ 期日は来年12月まで決定

第1陣訴訟が10月に結審した後、12月6日午前10時の口頭弁論期日から第3次提訴から第6次提訴原告団までを第2陣原告団とする訴訟は、本格的な立証・原告本人の尋問を開始します。

12月の口頭弁論期日では、山木屋地区住民の代表原告3名について、1名あたり主尋問90分・反対尋問及び補充尋問30分の合計120分の尋問が行われる方向で調整が進んでいます。代表原告には、個々人の損害に加え、山木屋独自の損害について総論的な証言をするため、長時間の尋問が必要となります。

来年2月14日の口頭弁論期日も、同様に山木屋住民の代表原告3名による本人尋問が行われる予定です。

なお、今回の期日の後の進行協議期日で、第2陣訴訟について、既に決まっている来年4月18日、6月13日の期日以降の期日が仮決定しました。いずれも午前10時開始で、以下の日程となります。

8月22日、10月17日、12月12日

## (3) 原告の皆様へのお願い

引き続き、可能な限り、期日にご参加をお願いします。

また、第1陣原告団の判決について、裁判所に新たに公正な判決を求める署名を集めていくことになりました。この署名を集める活動についても、ご協力をお願いいたします。